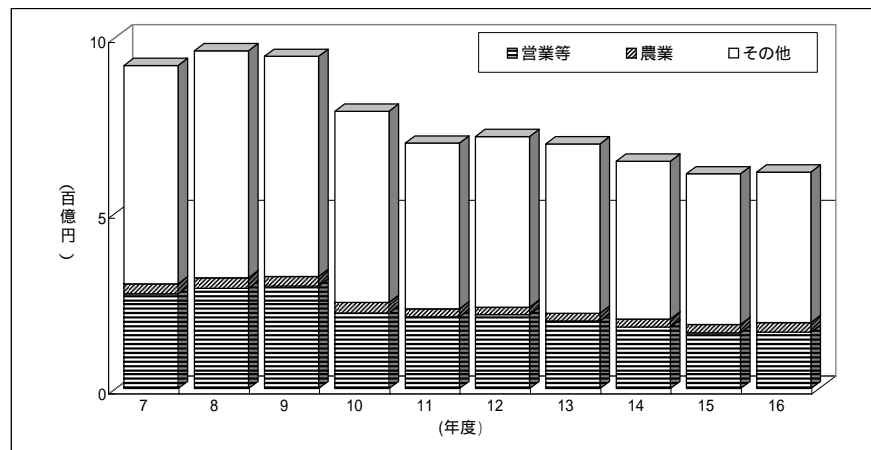


2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区分	人員	総所得金額等	申告納税額等	所得者別内訳								
				営業等所得者			農業所得者			その他所得者		
				人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額
平成12年分	286,067	1,370,601,229	71,721,385	87,273	316,563,712	21,115,394	14,783	52,878,114	2,033,988	184,011	1,001,159,943	48,572,003
13	273,645	1,323,802,693	69,641,130	78,793	283,904,933	19,289,152	15,196	54,149,356	2,140,521	179,656	985,748,404	48,211,457
14	264,259	1,263,143,468	64,712,948	74,296	262,097,257	17,512,416	15,789	56,494,494	2,303,059	174,174	944,551,717	44,897,473
15	263,415	1,236,934,486	61,106,241	72,405	246,363,251	15,877,278	15,794	56,987,344	2,415,749	175,216	933,583,891	42,813,214
16	287,996	1,286,728,210	61,581,458	74,724	248,984,477	16,028,275	15,461	57,392,206	2,780,504	197,811	980,351,527	42,772,679
確定申告	287,743	1,285,364,815	61,453,667	74,679	248,769,402	16,004,295	15,449	57,314,890	2,770,487	197,615	979,280,523	42,678,885
修正申告	266	1,398,625	130,429	49	221,722	24,564	12	77,316	10,190	205	1,099,587	95,675
決定・増額更正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減額更正	5	6,432	650	2	2,931	376	-	-	130	3	3,501	144
更正請求	8	28,799	1,988	2	3,716	208	-	-	44	6	25,083	1,737
異議申立決定等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	287,996	1,286,728,210	61,581,458	74,724	248,984,477	16,028,275	15,461	57,392,206	2,780,504	197,811	980,351,527	42,772,679
法第103条による税額	720	-	187,293	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	288,716	-	61,768,751	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過少申告加算税内1	1	-	179	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無申告加算税内14	14	-	453	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重加算税内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納税額総計	-	-	61,769,382	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第-1図 申告所得税の推移



調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示したものである。

用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいし、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。

2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。

3 更正請求とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。

5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税.....期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税.....申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税.....所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。
2 加算税の「人員」欄は延べ人員を掲げ、内書は加算税の全額が異動したものを掲げた。